南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにスワジランド産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則(昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

行

改 正 後

- 3 検査及び消毒の確認
- (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア「略]

イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

- (ア) 生果実の種類別 (スウィートオレンジにあっては品種別) にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ<u>及びミカンコミバエ種群</u>のほか、かんきつ黒星病菌、フォールスコドリンモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。
- (イ) (ア) の検査の確認の結果、チチュウカイミバエ<u>又はミカンコミバエ種群</u>が発見されたときは、チチュウカイミバエ<u>又はミカンコミバエ種群</u>が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ「略〕

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

- (ア) 生果実の種類別(スウィートオレンジにあっては品種別)にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群のほか、かんきつ黒星病菌、フォールスコドリンモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。
- (イ) 南アフリカ共和国植物防疫機関が記録した輸出検査の結果を確認し、輸出検査においてチチュウカイミバエ、ミカ

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

現

ア [略]

イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

- (ア) 生果実の種類別(スウィートオレンジにあっては品種別)にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フォールスコドリンモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。
- (イ) (ア) の検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ「略〕

(2)低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

- (ア) 生果実の種類別(スウィートオレンジにあっては品種別)にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フォールスコドリンモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。
- (イ) 南アフリカ共和国植物防疫機関が記録した輸出検査の結果を確認し、輸出検査においてチチュウカイミバエ等検疫

<u>ンコミバエ種群</u>等検疫有害動植物の発見がなかったことを 確認すること。

(ウ) 「略]

イ・ウ [略]

## 6 輸入検査

- $(1) \sim (3)$  「略]
- (4) チチュウカイミバエ<u>又はミカンコミバエ種群</u>が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア「略〕

イ チチュウカイミバエ<u>又はミカンコミバエ種群</u>が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(ウ) [略]イ・ウ [略]

## 6 輸入検査

- $(1) \sim (3)$  [略]
- (4) チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。

ア「略〕

イ チチュウカイミバエが付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること

0